

# 令和7年度 ローラー運転業務特別教育のご案内

URL : <http://www.kensaibou-yamagata.jp> (各講習計画の詳細を掲載中)

山形労働局長登録教習機関  
建設業労働災害防止協会山形県支部  
登録番号 : T5010405001851  
TEL 山形県支部 : 023-642-3033  
技能安全センター : 0237-83-2211

労働安全衛生法59条第3項及び同規則第36条第10号により、ローラーを運転する際は（道路上を走行させる運転を除く。）**特別教育を修了した者でなければ運転できません。また、運転を指示してもいけません。**

また、車両系建設機械（整地・運搬・積込み及び掘削用）運転技能講習修了証では、ローラーを運転することはできません。

上記の資格取得のための教育（講習会）を下記のとおり開催いたしますので、計画的に受講されますようご案内申し上げます。

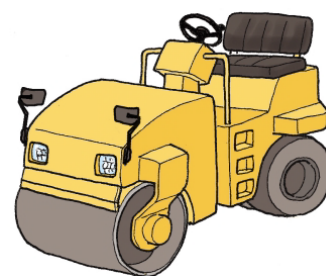
## 1 講習開催日

月	日程	講習会場
4月	9日(水)～10日(木)	「建設業技能安全センター」 寒河江市大字白岩字久保川原1660 TEL : 0237-83-2211
	9日(水)・11日(金)	

※ 講習時間 : 学科6時間、実技4時間  
2日目の実技開始時間は受講者数により、午前または午後になります。

## 2 受講対象者

18歳以上の方ならどなたでも教育（講習）受講可能です。



## 3 受講料（受講料・教材費には、消費税含む。）

区分	一般	建災防会員 (会員には受講料3,500円補助)
受講料・教材費	受講料 19,340円 教材費 1,540円	受講料 15,840円 教材費 1,540円
	合計 20,880円	合計 17,380円

**【注意】** 人材開発支援助成金は、講習終了後2ヵ月以内の申し込み手続きとなります。

4 修了証 所定の科目を受講した者に講習終了後、**即日交付**となります。

【統合修了証】 ※令和2年1月より運用開始

- 講習修了後、建災防山形県支部で管理するデータを基に「**特別教育 統合修了証**」を発行します。
- 建災防山形県支部発行の「特別教育修了証」をお持ちの方は、講習当日に回収しますので、ご持参下さい。**  
**※滅失により当日持参できない方で、後日修了証を発見した場合、自らハサミを入れて破棄して下さい。**  
**※発行済みの修了証を保管希望の方は、ご自身で修了証に穴を開ければ提出不要です。**

5 受講申込先、手続き等

(イ) 受講手続き

- ① 受講申込書兼受講票：ホームページからダウンロード可

(注1) 上記①を予め申込先に郵送（提出）して下さい。

(注2) 定員（20名）になり次第締切りとなります。お早めに申込書を提出して下さい。

(ロ) 受講料の納入

- ① 前納制となります。下記口座に期日までに納入して下さい。  
（土、日、祝日を除く講習日の5日前まで納入すること）
- ② 振込手数料はご負担願います。
- ③ 「領収書」は講習当日にお渡しいたします。事前に必要な方はご連絡下さい。

(ハ) 申込み・お問い合わせ先

〒990-0505 寒河江市大字白岩字久保川原1660

建設業技能安全センター・セーフティプラザ山形 TEL：0237（83）2211 FAX：0237（83）2212

- ① 山形銀行 県庁支店 普通No. 0189758  
口座名 建設業労働災害防止協会 山形県支部
- ② きらやか銀行 山形東支店 普通No. 0063838  
口座名 建設業労働災害防止協会 山形県支部

※ 申込書を提出後、上記2行のいずれかにお振込み下さい。

6 その他

- ① 受講日当日、本人確認のため「運転免許証・健康保険証・住民票」のいずれかを持参してください。  
身分証を忘れると、受講できません。
- ② 遅刻した場合は受講できません。
- ③ 受講料納入後、学科講習日の5日前(土、日、祝日を除く)までに受講取り消しの連絡があれば受講料等の返金に応じますが、それ以降は如何なる理由でも受講料等の返金には応じられません。

建災防山形県支部 または  
建設業技能安全センター

検索  CLICK!